

## 第 1 回神戸市公正職務検討委員会 議事概要

開催日時：平成 18 年 4 月 26 日（水）

午後 2 時～午後 4 時

開催場所：神戸市役所 1 号館 2 3 階

1 2 3 5 会議室

議事 1 開会（午後 2 時開始）

議事 2 市長あいさつ

行政として、信頼回復のために、チェック体制の強化を図り、これまでに策定した指針や要綱の実効性があがるように検証することが緊急の課題と考えている。そのために、この公正職務検討委員会をコンプライアンス委員会といった性格のものとして、一点目としては、職員に対する意見・要望・提言などの働きかけに対して職員の公正な職務執行の確保を図ること、二点目には、ひいては議員活動を尊重し、透明性を向上させるというこの二点に主眼を置いた審議を賜りたい。また、行政の公正性や透明性あるいは倫理規範といった面からもご検討いただき、今の課題の整理をしていただくとともに、現行制度の再構築あるいは、新たなしくみづくりを含めて、行政としてとるべき方策について、ご提言いただければと考えている。

議事 3 委員紹介

議事 4 神戸市公正職務検討委員会設置要綱の説明

議事 5 委員長の選出

神戸大学大学院 法科学研究科教授の米丸恒治委員が委員長として選出される。

議事 6 委員長あいさつ

神戸市公正職務検討委員会では、一連の事態から、今後の行政の公正さや透明性の向上のために、手を打つべき制度的な点について、神戸市に対してしかるべき制度的な対応を提言していく主旨で設けられたものと考えている。

検察での捜査の進行中での審議でもあり、この委員会の職務としては、個別の事案の原因や事態を調査するのではなくて、今後の神戸市の対応、行政の改善に向けて汲み取るべき課題を明らかにして、しかるべき制度的な対応に結びつけることにあろうと思う。

議事 7 現行制度の概要に関する事務局の説明

資料 3 「市政に対する意見・要望・提言等への対応類型」

資料 3 - 2 「契約行為以外の行政行為（行政処分、行政指導）について」

資料 4 「契約業務等に関する働きかけについての取扱要綱」

資料 5 「職員の適正な職務執行の確保に関する指針」

資料 6 「不当要求行為等防止対策・働きかけ対応策について（他の自治体の制度の概要）」

## 議事 8 意見交換

### 【1．現行制度について】

(A委員)

不当要求行為の定義について、『「社会的相当性を逸脱する手段」によって行われたもの、もしくは「内容的に不当な要求行為」と考えているが、現行の指針では、ORではなくANDとなっている。このような表現をとられた理由は何か教えていただきたい。

現行の指針では、議会活動によって行われたものはすべて除外すると規定されている。「社会的相当性を逸脱して行われた要求」及び「不当な内容である不当な要求行為」が不当要求行為であるべきなのに、議会活動のためにそれがなされた場合には不当要求行為に該当しないというのは論理矛盾していると思う。

(事務局)

不当要求行為の定義については、名古屋市の規定をサンプルにしている。事務局としても「内容的に適正な職務執行を阻害するような著しく公正さを欠くような要求」と「正当な要求ではあるが、言動等も含めて暴力的であるなどの職務の執行を妨げる恐れがあるような手段で行われた場合」の2つの内容を含んでいると考えている。

議会活動については、本来、正当な議会活動として尊重されなければならない活動がある。指針においては、「議会活動を尊重しなければならない」という理念を盛り込んだ。

(委員長)

資料5「職員の適正な職務執行の確保に関する指針」について、議会側にきちんと事前に周知されていたのか、また、議会での周知なり議会での報告はどうであったか伺いたい。

(事務局)

「指針」「要綱」ともに行財政局が所管する常任委員会において報告をさせていただき、各議員に配布をするという形を取っている。特に事前に協議をしたということはない。

(B委員)

この委員会の中でめざす中身・方向性というのは、条例制定の内容を検討するのか。

(事務局)

制度の仕組みづくりということに関連して、それがどういった形のものになるかということをおこの委員会で議論していただきたい。

(委員長)

コンプライアンス体制の根拠を議会が関与して制定する「条例」とするのか、あるいは、行政内部の取り決めである「要綱」もしくは「指針」とするのか、そういった根拠の違いがどのような影響なり効果・結果をもたらすのかどうかも含めて、この委員会の場で議論したい。「条例化」も視野に入れながらも、どういう制度を作り上げていくかということが、我々委員に投げかけられているという受け止め方でよいと思う。

### 【2．他都市の状況について】

(C委員)

神戸市の指針や要綱は宮城県、名古屋市の規定を参考にしたという説明があったが、その辺りをもう少し詳しく教えていただきたい。また、近江八幡市が全国に先駆けてコンプライアンス条例を作ったとのことだが、全体を通じて神戸市が現状どの辺りに位置しているのか伺いたい。

(事務局)

昨年の8月に定めた「職員の適正な職務執行の確保に関する指針」については、不当要求制度と内部通報の両方を盛り込んだ「指針」を策定するという方向性をもっており、名古屋市が内部通報制度と不当要求対策両方を盛り込んだ要綱という形で定めていたので、それを参考にした。

この4月の「契約業務に関する働きかけの取扱要綱」については、契約についての透明性の向上を図る必要があるという観点で検討した際に、宮城県において同様の要綱があることが分かり、これを参考に定めた。ただし、宮城県の要綱には「公表規定」がなかったため、神戸市としては、公表規定を盛り込んだ要綱とすべきと判断した。

他都市の中での位置づけについて、神戸市としては、それぞれの目的に応じて「要綱」、あるいは、「指針」といった形で定めたという状況である。

### 【3. 具体的な議論の方向性について】

(B委員)

現状として神戸市には、指針・要綱がある、一方で今回のような問題が生じた。そういう点からすると、その上を目指すべきである。今後この委員会が開催される時には、市議会の動きについての十分な情報提供をいただきたい。

(A委員)

今回の事件が起きたこと自身は非常に残念で遺憾なことではあるが、「災い転じて福をなす」ひとつのよい機会と捉えたい。

私達が今ここでやらなければならないことは、今の神戸市が直面している事態をできるだけクリアに分析したうえで、どこに問題があるのか、もしくは、ないのか、さらに補充すべきことがどこにあるのか、短期間ではあるが、できるだけ問題点をえぐり出したうえで、大きな方向性を出していくのがこの委員会の役割と思う。

条例化ということも視野に入れながら、それにこだわることなく色々な提言をこの委員会で出していき、具体化していくことが求められていると思う。

(C委員)

すべてこう必罰でいくとか、刑罰万能主義でいくという風には考えていないが、刑事法的な観点から指摘さしていただくことになる。

(D委員)

「指針」や「要綱」というものにとらわれることなく、実質的に機能するような仕組みを作っていくべきであると考えている。

### 議事9 今後の進め方について

(委員長)

「指針」や「要綱」といった行政内部で作られた現行の制度のままでいくのか、それとも「条例」として議会にも関与していただき、神戸市全体の基本的な仕組みとしてコンプライアンスの体制を作り上げるかどうかということも非常に関心がある。

今回の一連の事件では、現行制度で対象としている範囲を超えたところが問題となっている。現行制度で対象とされていないような要綱の制定であるとか、行政内部の処分基準、審査基準などといった、行政内部のその基準・指針についても、きちんとした適正なその制定、あるいは運用ができる体制が作られなければならないと考えている。

また、国の「行政手続法」が昨年改正され、指導要綱などの行政内部の定めなど一般的な定めをする場合や許認可の基準を定める場合などにおいて、「パブリックコメント」の手続きをとることが義務付けられた。神戸市としても、この法改正を神戸市の仕組みとしてどのように取り組むかも近々の課題であると考えてるので、要綱や基準の策定がどのようになされるべきなのかということも含めて、議論させていただきたい。

次回からの審議の中では、今日説明があった一般的な制度だけではなく、さらに具体的な働きかけ、過去の事例も含めて、委員会で検証し、あるべきその改善策を議論させていただきたい。

(事務局)

「資料7 検討課題と思われる事項(事務局案)」の事務局説明

「現行制度(指針・要綱)の課題の整理」

「新たな仕組みづくり(制度・体制)に向けた検討」

「正当な議員活動と働きかけの区分」

「行政処分等の透明性の確保(要綱等基準策定における手続き及び市民合意のあり方)」

「職員の倫理規範の理念整備」

といった点についてご議論いただければありがたい。

(A委員)

検討課題を適切に選ぶためにも現場の生の問題点を教えていただきたい。一般的な働きかけ、要望等とはどういうものかがわかるような具体例を教えていただきたい。当不当を判断する意味でも幅広くいろんな意味で典型的な事例を教えていただきたい。そのとき、できるだけ抽象化せず、個別具体的なことを教えていただきたい。その必要な範囲内では公表しないということも必要になってくると思うが、逆にいうと公表できないようなことについても教えていただきたい。

(委員長)

神戸市では「要綱」「指針」という制度を作って行政内部を中心に、議会にも報告しながら制度を動かしてきたが、今回のような事態が発生した。

現状で何が問題なのか、どんな働きかけがあるのか、それを行政内部でどう処理されるのか、を明らかにするために具体的な事例を客観的に聞かせていただき、その中から今後のあるべきコンプライアンス体制を作り上げる議論につなげたい。現在ある要綱や指針にとらわれず、制度化の点でも視野を広げて、神戸市の行政全般の問題をできるかぎり改善するよう議論していきたい。

議会のあるべき議員活動と不当な働きかけの線引きの問題や行政としてどう対応するのかという問題や仕組みづくりについて議論していきたい。

最終的には、そういった仕組みを動かすのも職員一人一人であり、公務員としての遵法のあり方や公務員として経常的な仕組みのあり方だけでなく、それを基礎としながらあるべき職員倫理についても議論していきたい。

(A委員)

個別の問題を取り上げて、当委員会が批判したり、非難したり、糾弾したりすることがこの委員会の目的ではなく、我々の目的はあくまでも問題点の抽出にある。具体的な事例から抽出された将来に向けた課題を検討する。

( B 委員 )

具体的事例については、正当な議員活動による働きかけも入れるべきだし、受け手としての職員の側からも入れておくべきだと思う。そのとき、受けて側として、単に倫理規範でどうかするかという問題を越えるものがあることが予想される。働きかける側も受け手側も、何をして良くて何をしたらいけないのかというルールが誰にでも分かるように作られることが重要である。

( 委員長 )

先程来、神戸市の行政に対してどういう働きかけがあったのか。正当な本来あるべき働きかけも含めて、一方で不当と思われるような働きかけについても、個別の事案について情報提供いただくが、個人名、企業名、働きかけを受けた職員個人の対応の仕方も場合によっては資料として提供いただく可能性がある。委員会としては、そうした情報についてもありのままの情報を提供いただいて現状を掴みたい。個別の事案、働きかけについて議論する際は、今日のような公開審議は不適切だと考える。

( B 委員 )

少なくとも第 2 回は具体的な事例を出してもらって、具体的に検討していくので、第 2 回は非公開が相当だと思う。

( A 委員 )

非公開を前提として資料を出していただきたい。一方で、特にこの委員会は公開が大原則だと思う。非公開を支持するが、終わった後で、議事内容について差し支えない範囲で、できるだけ公開していただくようお願いしたい。

( 委員長 )

次回の第 2 回会議は非公開とするが、議事録については差し障りない範囲で議事録を公開していただきたい。

具体的な日程は連休明けの 5 月の上旬から集中的に議論させていただきたい。5 月末を目途に、委員会なりの制度や改革の提案を市に対してしたい。

議事 1 0 その他

( 事務局 )

第 2 回会議は平成 1 8 年 5 月 1 0 日を予定し、審議は非公開とさせていただきます。

議事 1 1 閉会 ( 午後 4 時終了 )